

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

背景

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある。

- ①他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ②実際は他人の権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

⇒プロバイダ等において「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)

発信者情報開示請求(法第4条)

被害者
(権利を侵害されたとする者)

電子掲示板の管理者
(プロバイダ等)

発信者
「ヤブ医者」



<被害者に対する責任>

第3条第1項

- ①権利が侵害されているのを知っていたとき
又は
- ②これを知りたと認めるに足る相当の理由があるとき
以外は免責

プロバイダ等
による対応

削除せず

削除

<発信者に対する責任>

第3条第2項

- ①権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき
又は
- ②発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に反論がない
場合には免責

電子掲示板の管理者
(プロバイダ等)

開示請求(1項)

- ①権利侵害が明らかであり、かつ
- ②開示をうけるべき正当な理由がある場合

〔 発信者の意思の
確認(原則)(2項) 〕

